

（仮称）江別市手話言語条例の基本的な考え方（案） について、パブリックコメントを実施します。

市民の皆様のご意見をお聞かせください。

手話が言語であることに対する市民の理解促進に関して基本理念を定め、市の責務並びに市民および事業者の役割を明らかにし、手話の使いやすい社会の実現と、手話が言語であるとの理解を広く市民に普及することを目的として、条例を制定しようとするものです。

◇（仮称）江別市手話言語条例の基本的な考え方（案）

別紙資料をご覧ください。

◇実施期間

平成30年8月29日（水）～平成30年9月27日（木）17時15分まで（必着）

◇意見記入様式

別紙「パブリックコメント意見記入様式」または任意の用紙に、住所・氏名等を明記のうえご記入してください。

◇提出方法

- ・持参 健康福祉部障がい福祉課障がい福祉係（市役所1階15番窓口）
8時45分～17時15分（土日祝を除く）
 - ・郵送 〒067-8674 江別市高砂町6番地
江別市健康福祉部障がい福祉課障がい福祉係
 - ・ファクス 011-381-1073
 - ・電子メール fukushi@city.ebetsu.lg.jp
- ※ いずれの提出方法も期限必着といたします。
※ 電話での受付はいたしませんので、ご了承ください。なお、手話によるご意見も受け付けておりますので、ご希望の方は、下記「問い合わせ先」までご連絡ください。

◇公表方針

お寄せいただいた意見は、個人を特定できる箇所を除き公開する予定です。
なお、意見提出者個別への通知はいたしません。

◇問い合わせ先

江別市健康福祉部障がい福祉課障がい福祉係（Tel 011-381-1031）